

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度勝浦町の決算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	62,321 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	951,898 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の地方消費税交付金)		
社会福祉	社会福祉費	26,142	0	1,000	25,142	2,496
	障害福祉費	158,498	79,750	29,189	49,559	4,921
	老人福祉費	20,305	685	4,470	15,150	1,504
	児童福祉費	221,440	155,453	1,478	64,509	6,405
社会保険	国民健康保険事業	30,690	18,113	0	12,577	1,249
	後期高齢者医療事業	147,610	24,298	0	123,312	12,243
	介護保険事業	142,207	9,548	0	132,659	13,171
保健衛生	保健衛生費	194,741	119	112	194,510	19,312
	健康増進事業費	7,276	0	0	7,276	722
	母子衛生費	2,989	0	0	2,989	297
合計		951,898	287,966	36,249	627,683	62,321

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。